

社協あいかわ

お知らせ版

令和3年 5月15日 お申し込み・お問い合わせは愛川町社会福祉協議会 2046-285-2111

内線3791~4 FAX 046-286-5424

発行/社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会 〒243-0301 愛川町角田257番地の1 愛川町福祉センター内 ホームページアドレス/http://www.shakyo-aikawa-kanagawa.jp

令和3年度 事業計画

総参加によるふれあいのまちづくり



一つどい・学び・支えあう一 今年度、重点的に取り組む事業



●各種計画の推進

「第3次地域福祉活動計画」及び「ふれあいのまちづくり推進プラン(第5次社協発展計画)」 の推進と次期計画策定に向け、住民参加の手法により改定作業に取り組みます。

●援護サービスの充実

誰もが安心して自立した生活ができるよう、関係機関やボランティア等と連携し、支

- •フードバンク運営事業「フードバンクあいかわ」 •生活福祉資金貸付事業(神奈川県社会福祉協議会受託事業)
- •ふれあいショップ希望の運営による共生社会実現の推進など

●ボランティア活動の推進

地域福祉の原動力となる担い手を広げていくため、ボランティア講座の開催や相談・支援体制 の充実、活動の場の把握や開拓に努めます。

- 災害ボランティアコーディネーター養成講座 ・福祉教育サポーター養成講座
- ・ボランティア相談会・インターネットを活用した講座開催方法の検討など



当初予算額

●権利擁護事業の推進・機能強化

愛川あんしんセンターの運営により、権利擁護が必要な人やその家族等の相談に応じ、成年 後見制度をはじめとした制度等の紹介や普及啓発、日常生活自立支援事業や法人後見事業 の実施。

•日常生活自立支援事業、法人後見事業の支援に対する助言、相談への対応など、権利擁護推 進事業の法律業務を行う弁護士を配置 ・成年後見権利擁護相談会の定期開催など

●住民主体の支えあい活動の充実

会員同士の助け合いにより、高齢者や障がい者等ができる限り地域で安心して自立した生活 が送れるよう支援します。

•あいかわ福祉サービス協会の運営 •住民参加型送迎サービス「愛川お助け便」の運行など

●社協組織の基盤強化

社会福祉協議会活動への理解と協力を求め、自治会との連携や会員加入の推進を図ります。

法人全体 予算規模 - 令和3年度

[収入] (単位 千円)			
勘定科目	当初予算額		
	予算額	構成比(%)	
会費収入	4,053	1.7	
寄附金収入	1,480	0.6	
経常経費補助金収入	43,150	18.4	
受託金収入	44,773	19.1	
貸付事業収入	490	0.2	
事業収入	9,783	4.2	
介護保険事業収入	10,302	4.4	
就労支援事業収入	5,470	2.3	
障害福祉サービス等事業収入	34,051	14.6	
受取利息配当金収入	32	0.0	
その他の収入	1,100	0.6	
基金積立資産取崩収入	12,010	5.1	
積立資産取崩収入	5,000	2.1	
事業区分間繰入金収入	400	0.1	
拠点区分間繰入金収入	9,064	3.9	
サービス区分間繰入金収入	20,350	8.7	
その他の活動による収入	1,344	0.6	
前期末支払資金残高	31,379	13.4	
合 計	234,231	100.0	

[支出](単位 千円)

勘定科目	- 100 5 FEB.	
	予算額	構成比(%)
人件費支出	128,901	55.0
事業費支出	27,631	11.8
事務費支出	8,737	3.7
就労支援事業支出	5,362	2.3
収益事業支出	3,437	1.5
貸付事業支出	1,391	0.6
共同募金配分金事業費	2,970	1.3
助成金支出	3,300	1.4
負担金支出	1,353	0.6
その他の支出	0	0.0
固定資産取得支出	1,136	0.5
基金積立資産支出	1,302	0.5
積立資産支出	1,635	0.7
事業区分間繰入金支出	400	0.1
拠点区分間繰入金支出	9,064	3.9
サービス区分間繰入金支出	20,350	8.7
その他の活動による支出	4,245	1.8
予備費支出	13,017	5.6
合 計	234,231	100.0

新型コロナウイルス感染症の影響による 休業や失業で、生活資金でお悩みの皆様へ

-時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業、一時的な生活 困窮等で生活資金にお悩みの世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付 を実施しています。特例貸付の具体的な内容のお問い合わせや貸付 相談は、下記までご連絡ください。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費 用の貸付を行っています。

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があ り、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額 20万円以内

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行っています。

対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等によ り生活に困窮し日常生活の維持が困難となった世帯

(2人以上)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内

貸付上限額

貸付期間

原則3ヶ月以内

総合支援資金(延長)

令和3年3月までに総合支援資金の貸付申請をしており、現 在も新型コロナウイルスの影響を断続的に受け日常生活の維 持が困難となっている世帯

条 件

自立相談支援機関との面談が必要となります。

貸付上限額 貸付期間

(2人以上)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内 総合支援資金借受期間最終月の翌月から原則3ヶ月以内 (最終月から1か月以上期間が空いている場合は再貸付でのご申請となります)

総合支援資金(再貸付)

対象者

すでに総合支援資金の貸付を受け、現在も新型コロナウイルスの 影響を断続的に受け日常生活の維持が困難となっている世帯

条 件

自立相談支援機関との面談が必要となります。

貸付上限額

(2人以上)月20万円以内 (単身世帯)月15万円以内

貸付期間 原則3ヶ月以内

即日貸付ではありません。神奈川県社会福祉協議会での審査後、貸付決定と なった場合に送金となります。※上記の各貸付は1世帯につき1回限り

申請方法原則、郵送による申込受付。

※申込書類等は「神奈川県社会福祉協議会」のホームページ(http://www.knsyk.jp/)からダウンロードできます。

申込書等の書類提出先

愛川町社会福祉協議会 宛 〒243-0301 愛川町角田257番地の1 ホームページからの取得が難しい方は、お電話でご相談ください。

お問合せ 2046-285-2111 (内線3793・3794)

配食サービス協力員

町社協では、一人暮らし高齢者等で、自分で食事の支度をすることが困難な 方を対象に、健康保持や安否確認を図ることを目的に、「ひとり暮らし高齢者等 給食サービス | を実施しています。この給食サービスの食事を配達していただく 『配食協力員』を募集します。

活動日 月・水・金 (祝日の場合は変更あり) 募集条件 お車の運転が可能な方

午後3時50分から 5時頃まで

|高齢者のお宅へお弁当

を届けていただきます。 ※配達する際は、協力いただく方の車を使用していただきますので、少額の謝礼及び交通費をお支払いします。

お問合せ 町社会福祉協議会(地域在宅援護班) ☎046-285-2111 内線3794







販売品目

間 午前9時~午後4時まで

- ●飲み物や菓子、カップ麺、雑貨 ●障がい者作業所等で作った野菜、
- パン、お弁当(お弁当は月曜日のみ販売) ●手芸品などの自主製作品 など



